



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第96号

令和7年12月5日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　　示

- 1042 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1043 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1044 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1045 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 1046 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1047 道路の区域変更(道路管理課)
- 1048 道路の供用開始(道路管理課)

## 公　　告

- 特定調達契約の契約者等(税務課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

## 公安委員会規則

- 14 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(情報管理課)
- 15 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

## 公安委員会告示

- 147 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正(情報管理課)

## 雜　　報

- 一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

## 告　　示

## ◎新潟県告示第1042号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和7年12月5日

新潟県知事　花角英世

| 名　称     | 所　在　地        | 担当する医療の種　類 | 指定年月日     |
|---------|--------------|------------|-----------|
| 大手薬局笹崎店 | 長岡市笹崎1丁目4番地3 | 精神通院医療     | 令和7年12月1日 |

|             |               |        |           |
|-------------|---------------|--------|-----------|
| アリア調剤薬局こうや店 | 三条市興野1丁目4番19号 | 精神通院医療 | 令和7年12月1日 |
|-------------|---------------|--------|-----------|

## ◎新潟県告示第1043号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

| 名称                | 所在地             | 担当する医療の種類 | 更新年月日     |
|-------------------|-----------------|-----------|-----------|
| アンサー薬局 水原若葉町店     | 阿賀野市若葉町1401番地4  | 精神通院医療    | 令和7年11月1日 |
| 青海薬局              | 糸魚川市大字寺地233     | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |
| 扇長薬局              | 見附市今町1-14-33    | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |
| せきぐち薬局            | 阿賀野市山口町2丁目5番15号 | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |
| ミドリ調剤薬局           | 小千谷市城内1-8-24    | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |
| ごせん薬局             | 五泉市太田459-3      | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |
| ウェルシア薬局 長岡泉店      | 長岡市泉1-10-13     | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |
| 訪問看護リハビリステーションみるら | 三条市新光町29-54     | 精神通院医療    | 令和7年12月1日 |

## ◎新潟県告示第1044号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

| 名称             | 住所            | 担当する医療の種類 | 廃止年月日     |
|----------------|---------------|-----------|-----------|
| エム・ケイ薬局 さんじょう店 | 三条市興野1丁目4番21号 | 精神通院医療    | 令和7年11月2日 |

## ◎新潟県告示第1045号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和7年12月5日

新潟県上越地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地区名  | 事業名    | 新規変更の別 | 認可年月日      | 根拠条文 |
|------------|------|--------|--------|------------|------|
| 上越市        | 関川水系 | 維持管理事業 | 変更     | 令和7年11月26日 | 第48条 |

関川水系土地改良区

## ◎新潟県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用用排水施設整備（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和7年12月8日から令和8年1月9日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

| 事業主体名 | 地区名（換地区名）  | 縦覧の書類    | 縦覧の場所 |
|-------|------------|----------|-------|
| 新潟県   | 畔屋地区（全換地区） | 換地計画書の写し | 柏崎市役所 |

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することができる場合がある。

## ◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 村上朝日線

## 3 道路の区域

| 区間                  | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延長        |
|---------------------|------|--------------|-----------|
| 村上市羽下ヶ渕字稻場下2110番4から | 新    | 7.4～29.6メートル | 971.2メートル |
| 同市下渡字前川原184番16まで    | 旧    | 7.4～29.6メートル | 971.2メートル |

## ◎新潟県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 村上朝日線
- 2 供用開始の区間 村上市羽下ヶ渕字稻葉下2110番4から同市下渡字前川原184番16まで
- 3 供用開始の期日 令和7年12月5日

## 公 告

### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 調達件名及び数量 eLTAX 5期更改に係る税務総合オンラインシステム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 新潟県総務部税務課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 随意契約
- 5 契約日 令和7年10月31日
- 6 契約者の氏名及び住所 株式会社NTTデータ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 7 契約価格 113,319,800円
- 8 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ナルス南高田店  
所在地 上越市上中田2001番地  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) アキラ産業株式会社 代表取締役 石川 晃 新潟県燕市小中川4379番地2  
(変更後) 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
- 3 変更年月日 令和7年11月21日
- 4 変更の理由

小売業者の変更のため

5 届出年月日

令和7年11月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年12月5日から令和8年4月5日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 原信糸魚川東店

所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和7年7月18日

3 意見の概要

(1) 糸魚川市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年12月5日から令和8年1月5日まで

#### 公安委員会規則

## 新潟県公安委員会規則第14号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月5日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改<br>正<br>後  | 改<br>正<br>前   |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2~9 (略)</p> <p>10 この規則において「電子署名」とは、<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。第12項第3号において「電子署名法」という。)第2条第1項に規定する電子署名</u></p> <p>(2) <u>政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名</u></p> <p>(3) <u>地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名</u></p> <p>11 この規則において「行政機関等」とは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第3条第2号に規定する行政機関等をいう。</u></p> <p>12 この規則において「電子証明書」とは、<u>申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの方に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(申請等の手続)</p> <p><b>第4条</b> <u>情報通信技術活用法第6条第1項の規定により申請等を行う者は、電子情報処理組織(公安委員会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を</u></p> | <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2~9 (略)</p> <p>10 この規則において「電子署名」とは、<u>電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。次項第3号において「電子署名法」という。)第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>11 この規則において「電子証明書」とは、<u>電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により</u></p> |

含む。以下同じ。)と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項において同じ。)を使用する方法により行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行う場合に併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

5 (略)

6 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

7 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方

申請等を行う者は、電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項において同じ。）を使用する方法により行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、申請等を書面等により行う場合に法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他の公安委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会等が定めるところにより、申請等を書面等により行う場合に併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信することができる。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

5 (略)

6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方

法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) (略)

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

3 第1項の場合において、第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会又は警察本部長が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

(処分通知等の手続)

**第6条** 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により処分通知等を行う場合には、電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せてこれを送信するものとする。ただし、処分通知等に係る電子署名の実施及び電子証明書の送信について、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合は、この限りでない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方法)

**第7条** 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用し

法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合

2 前条第1項の規定により申請等を行う者は、前項各号に規定する場合において当該申請等に係る同項に規定する部分の書面等の提出を行うときは、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにして行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第6条** 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

|  |   |
|--|---|
| <p><u>て行う識別符号及び暗証符号の入力</u></p> <p>(2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出</u></p> <p><u>(処分通知等に係る署名等に代わる措置)</u></p> <p><b>第8条</b> <u>情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</u></p> <p><u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>処分通知等を受ける者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認められる場合</u></p> <p>(2) <u>処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合</u></p> <p><u>(電磁的記録による縦覧等)</u></p> <p><b>第10条</b> <u>(略)</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p><b>第11条</b> <u>(略)</u></p> | <p><u>(電磁的記録による縦覧等)</u></p> <p><b>第7条</b> <u>(略)</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p><b>第8条</b> <u>(略)</u></p> |
|--|---|

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

## 新潟県公安委員会規則第15号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月5日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改<br>正<br>後  | 改<br>正<br>前  |
|--|--|
| (駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両)   | (駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両)   |
| <b>第7条の2</b> (略)   | <b>第7条の2</b> (略)   |
| 2 (略)  | 2 (略)  |
| 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。  | 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。  |
| (1) (略)  | (1) (略)  |
| (2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章   | (2) 第1項第12号に掲げる車両に係る標章   |
| イ (略)  | イ (略)  |
| ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票、<br><u>運転免許証</u> その他の住所、氏名及び生年月日<br>を確かめるに足りる書面。ただし、標章の交付を受けようとする者が、 <u>添付する書類を自身で警察署の窓口へ提出する</u> 場合は、本人であることを証する書面の提示に代えることができる。   | ロ 標章の交付を受けようとする者の住民票。ただし、標章の交付を受けようとする者が、自身で <u>申請書を提出する</u> 場合は、本人であることを証する書面の提示に代えることができる。             |
| 4~10 (略)   | 4~10 (略)   |
| (警察署長の駐車許可)  | (警察署長の駐車許可)  |
| <b>第7条の5</b> (略)   | <b>第7条の5</b> (略)   |
| 2~5 (略)  | 2~5 (略)  |
| 6 <u>前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u> | 6 <u>前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u> |
| 7 <u>第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証(当該駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの)を、当該車両の前面の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u>                        |  |

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7及び別記様式第7の2を次のように改める。

#### 別記様式第7 (第12条の2関係)

|       |  |  |  |  |   |   |   |                          |      |                          |      |                          |    |                          |      |
|-------|--|--|--|--|---|---|---|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|----|--------------------------|------|
| コード番号 |  |  |  |  | - | 0 | 0 | <input type="checkbox"/> | 新規選任 | <input type="checkbox"/> | 選任解任 | <input type="checkbox"/> | 解任 | <input type="checkbox"/> | 事項変更 |
|-------|--|--|--|--|---|---|---|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|----|--------------------------|------|

# 安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

新潟県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任  
 安全運転管理者を解任  
 届出事項を変更 } したので

① 届出者の氏名又は法人の  
名称及び代表者の氏名

次のとおり届出します。

1

## 住 所

(電話

|                         |        |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|-------------------------|--------|---|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| ② 選任年月日                 |        | 年 月 日   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ③ 安全運転管理者 氏名            |        | (ふりがな)  |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ④ 資格要件                  |        | 生年月日<br>(年齢)  | 年 月 日 ( 歳 )      |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         |        | 運転の管理経験   |                  | □3<br>□1<br>2年以上 |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         |        | □2 公安委員会の教習修了者で1年以上   |                  | □3<br>□1<br>2年以上 |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑤ 職務上の地位                |        | □1 使用者 □2 課長以上 □3 係長<br>□4 主任 □5 その他 ( )  |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合  |        | 免許の種類   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         |        | 免許年月日   | ・・               | ・・               |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         |        | 免許証等番号  |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑦ 安全運転管理者の勤務の態様         |        | 勤務  | 日勤 隔日<br>その他 ( ) |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         |        | 副安全運転<br>管理者の有無   | あり ( 名 ) なし      |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑧ 安全運転管理者の経歴            | 勤務期間   | 勤務所名  | 職務上の地位           | 業務内容             |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| 自至                      | ・・     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| 自至                      | ・・     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| 自至                      | ・・     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| 自至                      | ・・     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| 自至                      | ・・     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| 自至                      | ・・     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑨ 使<br>用<br>の<br>本<br>拠 | 名 称    | (ふりがな)  |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         | 位 置    | ( 電話 )  |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         | 業種別    | □1 官公署 □2 公社公団等 □3 農業<br>□4 林業 □5 漁業 □6 鉱業 □7 建設業<br>□8 製造業 □9 卸・小売業 □10 不動産業<br>□11 金融保険業 □12 運輸業 □13 電気<br>ガス業 □14 通信業 □15 サービス業<br>□16 代行業 □17 その他 ( ) |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑩ 使用の本拠における自動車台数        | 乗用車台数  | 貨物車台数   | 大型特殊             | 小型特殊             | 大型二輪   | 普通二輪   | 計      |        |        |        |        |        |   |
|                         | 大型     | 中型  | 普通               | 軽                | 大型     | 中型     | 普通     | 軽      | 大型     | 中型     | 普通     | 計      |   |
| ⑪ 運転車台数                 | 免許種別   | 大型  | 中型               | 準                | 普通     | 大型     | 中型     | 準      | 普通     | 大型     | 中型     | 普通     | 計 |
|                         | 一<br>種 | 二<br>種  | 一<br>種           | 二<br>種           | 一<br>種 | 二<br>種 | 一<br>種 | 二<br>種 | 一<br>種 | 二<br>種 | 一<br>種 | 二<br>種 |   |
| ⑫ 前管<br>理者              | 解任年月日  | 年 月 日   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
|                         | 氏名     |   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |
| ⑬ 運転                    | 解任事由   | □1 死亡 □2 退職 □3 転任<br>□4 解任命令 □5 減車<br>□6 閉鎖・倒産 □7 その他 ( )   |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |   |

備註

### □ 規定回数不満での選任

『注』 該当する場合は、フォントにしてください。

□ 省称 所在地等の変更

『注』 ⑤使用的本拠を変更した場合は、ノックソル、変更前の名称・所在地等を記載してください。

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（免許情報記録個人番号カードの場合は表面のみ）の写しと運転記録証明書（証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの）を添付してください。

## 別記様式第7の2 (第12条の2関係)

|       |  |  |  |  |   |  |                               |                               |                             |                               |
|-------|--|--|--|--|---|--|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| コード番号 |  |  |  |  | - |  | <input type="checkbox"/> 新規選任 | <input type="checkbox"/> 選任解任 | <input type="checkbox"/> 解任 | <input type="checkbox"/> 事項変更 |
|-------|--|--|--|--|---|--|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|

## 副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

新潟県公安委員会 殿

- 副安全運転管理者を選任  
 副安全運転管理者を解任  
 届出事項を変更

] したので

① 届出者の氏名又は法人の

名称及び代表者の氏名

〒

住 所

(電話 )

|   |   |   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
|---|---|---|---|---|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| ② 選任年月日   | 年 月 日                                       |   |   | ⑨ 使<br>用<br>の<br>本<br>拠   | (ふりがな)             |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ 副安全運転管理者<br>氏名  | (ふりがな)                                      |   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| ④ 資格要件  | 生年月日<br>(年齢)                                | 年 月 日 (歳)                                   |   |   | (電話)               |  |  |  |  |  |  |  |
|   | <input type="checkbox"/> 1 運転の管理<br>経験 1年以上 | <input type="checkbox"/> 2 運転の経験<br>期間 3年以上 | <input type="checkbox"/> 3 公安委員<br>会の認定                             | <input type="checkbox"/> 1 官公署 <input type="checkbox"/> 2 公社公団等 <input type="checkbox"/> 3 農業<br><input type="checkbox"/> 4 林業 <input type="checkbox"/> 5 漁業 <input type="checkbox"/> 6 鉱業 <input type="checkbox"/> 7 建設業<br><input type="checkbox"/> 8 製造業 <input type="checkbox"/> 9 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 10 不動産業<br><input type="checkbox"/> 11 金融保険業 <input type="checkbox"/> 12 運輸業 <input type="checkbox"/> 13 電気<br>ガス業 <input type="checkbox"/> 14 通信業 <input type="checkbox"/> 15 サービス業<br><input type="checkbox"/> 16 代行業 <input type="checkbox"/> 17 その他 ( ) |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤ 職務上の地位  | <input type="checkbox"/> 1 使用者<br>□ 4 主任    | <input type="checkbox"/> 2 課長以上             | <input type="checkbox"/> 3 係長<br><input type="checkbox"/> 5 その他 ( ) | ⑩ 使<br>用<br>の<br>本<br>拠<br>に<br>お<br>け<br>る<br>自<br>動<br>車<br>台<br>数  |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑥ 副安全運転管理者が運転免許を<br>持っている場合   | 免許の種類                                       |   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 免許年月日                                       | ・   | ・   |   | ・                  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様  | 勤務  | 日勤 隔日<br>その他 ( )                            |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 副安全運転<br>管理者の有無                             | あり (名) なし                                   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑧ 副の運転<br>安全監理<br>全歴史<br>に運転<br>管理する<br>経歴<br>( )   | 勤務期間  | 勤務所名  | 職務上の<br>地位  | 業務内容  | ⑪ 運<br>転<br>者<br>数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 自 至   | ・   | ・   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| 自 至   | ・   | ・   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| 自 至   | ・   | ・   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| 自 至   | ・   | ・   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| 備 考   |   |   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |
| □ 規定台数未満での選任<br>《注》 該当する場合は、チェックしてください。<br>□ 名称・所在地等の変更<br>《注》 ⑨使用の本拠を変更した場合は、チェックし、変更前の名称・所在地等を記載してください。 |   |   |   |   |                    |  |  |  |  |  |  |  |

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(免許情報記録個人番号カードの場合は表面のみ)の  
写しと運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。

## 附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第147号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和7年12月15日から施行する。

令和7年12月5日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改<br>正<br>後  | 改<br>正<br>前  |
|--|--|
| (趣旨)   | (趣旨)   |
| <b>第1条</b> この規程は、新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第3条、第4条第1項、 <u>第3項、第4項</u> ただし書及び第5項ただし書、 <u>第6条第1項並びに第7条第2項</u> の規定に関し、必要な事項について定めるものとする。 | <b>第1条</b> この規程は、新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第3条、第4条第1項、第4項ただし書及び第5項ただし書並びに <u>第6条第1項</u> の規定に関し、必要な事項について定めるものとする。   |
| (適用する手続等)  | (適用する手続等)  |
| <b>第3条</b> 規則第3条の規定により適用する手続等は、 <u>インターネットの利用</u> その他の方法により公表するものとする。  | <b>第3条</b> 規則第3条の規定により適用する手続等は、 <u>別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等</u> とする。   |
| (電磁的記録を作成した年月日時の記録)  |  |
| <b>第5条</b> 規則第4条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている、又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した年月日時を記録して行わなければならぬ。          |  |
| (申請者の確認のための措置)   | (申請者の確認のための措置)   |
| <b>第6条</b> 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、 <u>公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会又は警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置</u> その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置とする。                               | <b>第5条</b> 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、 <u>別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信</u> (電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(第1号において「申 |

|   |  |
|---|--|
| <p>2 規則第4条第5項ただし書に規定する措置は、<u>前項に規定する措置</u>とする。</p> <p><u>(処分通知等を電子情報処理組織により受ける場合の届出)</u></p> <p><b>第7条</b> 規則第7条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会又は警察本部長に届け出るものとする。</p> | <p><u>請部分</u>という。)に次の各号のいずれかに該当するものを用いて接続する措置とする。</p> <p>(1) <u>ワンタイムURL</u> (申請部分をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年法律第26号) 第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるものをいう。)</p> <p>(2) <u>申請等を行う者ごとに付与された識別符号及び暗証符号</u></p> <p>2 規則第4条第5項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置とする。</p> <p><u>別表第1</u> (第3条関係)<br/>(略)</p> <p><u>別表第2</u> (第5条関係)<br/>(略)</p> |
|---|--|

## 雑報

### 一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学証明書自動発行システム一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年12月5日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達案件の名称

新潟県立大学証明書自動発行システム一式の購入

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

##### (3) 納入期限

令和8年6月30日（火）までに、ネットワーク構築を含め調達物品について確認検査を受けること。

##### (4) 納入場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

#### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

## (1) 交付期間

令和7年12月5日(金)から令和7年12月17日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「職員の勤務時間等に関する規定」という。)第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (2) 交付場所及び問合せ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学教務学生支援部教務学生課  
電話番号 025-270-1302 FAX番号 025-270-5173 電子メールアドレス kyougaku@unii.ac.jp  
電子データでの交付を希望する場合は、(1)に定める交付期間内に問合せ先に連絡すること。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月24日(水) 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 コモンズ3号館4階5401会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のを全て満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和7年12月18日(木) 午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学教務学生支援部教務学生課

ウ 提出方法 提出は、次のいずれかの方法によること。

(ア) 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

(イ) 本人が作成した一の申請書を、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「競争入札参加資格確認申請書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって5(1)アに定める提出期間の最終日午後5時15分までに到着するよう郵送すること。なお、郵送による結果通知書の交付を希望する場合は、宛先を記入したレターパックプラスを同封すること。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

なお、郵送による結果通知書の交付を希望した場合は、同封されたレターパックプラスにより令和7年12月19日(金)に発送する。

ア 交付日時 令和7年12月19日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

## 6 入札の方法

(1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日（職員の勤務時間等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

## (2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提示した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。なお、契約事務取扱規程第7条第2項の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。ただし、契約事務取扱規程第8条に該当する場合は、免除する。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## 10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

## 11 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。  
イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。  
ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

### (3) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）。  
イ 本件入札及び新貸借契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。